

# 平成26年9月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成26年9月18日 木曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井	達己
2番	竹村	一義
3番	福田	徹
4番	堀田	一徳
5番	三岳	昇
6番	毛利	喜信
7番	田崎	一幸
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	朝長	敏
11番	小田	成実
12番	田口	一信
13番	森田	宏
14番	久保田	和惠
15番	山口	隆
16番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	山 中 美 由 紀
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	照 本 茂 法
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	
行 政 係 長	荒 木 俊 行

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町政運営の所信及び行政報告
- 日程第 5 承認第 10 号 専決処分の承認(平成 26 年度川棚町一般会計補正予算(第 3 回))
- 日程第 6 承認第 11 号 専決処分の承認(平成 26 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第 1 回))
- 日程第 7 報告第 9 号 専決処分の報告(工事請負契約の変更(三越漁港整備工事(三越防波堤その 3)))
- 日程第 8 議案第 32 号 平成 26 年度川棚町一般会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 9 議案第 33 号 平成 26 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 10 議案第 34 号 平成 26 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 26 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 12 議案第 36 号 平成 26 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 13 議案第 37 号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 38 号 川棚町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 39 号 川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 16 議案第 40 号 川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 17 議案第 41 号 川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 18 議案第 42 号 川棚町林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する

## 条例

日程第 19 議案第 43 号 川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を  
改正する条例

日程第 20 議案第 44 号 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第 21 議案第 45 号 川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 22 議案第 46 号 東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約の  
件

日程第 23 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願  
書

( 1 0 : 0 0 )

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまから平成26年9月川棚町議会定例会の開会となりますが、議事に入ります前に一言、お祝いを申し上げます。

山口町長におかれましては、このたび執行されました川棚町長選挙におきまして、無投票で再選をされました。心からお祝いを申し上げます。山口町長2期目の町政運営となりますが、石木ダム建設事業をはじめ、課題が山積をするなか、行財政改革を基本としながらも、住民生活の向上、町政のさらなる進展並びに活気あるまちづくりにご尽力をいただきますようにご期待を申し上げます。

町政運営の所信については、この後、発言の機会を設けております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成26年9月川棚町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、田崎一幸議員及び波戸勇則議員を指名します。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から10月10日までの23日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から

ら10月10日までの23日間と決定いたしました。なお、議事日程につきましてもお手元に配布のとおりであります。

(10:02)

**議 長** 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る、7月16日佐世保市に於いて「平成26年度東彼杵道路建設促進期成会総会」が開催されました。

現在、県北地域から県央・県南地区へ向けた唯一の生活・産業の基幹道路である国道205号は、ほとんどの区間が、片側1車線の道路であり、一部が迂回路の無い単一路線であることから、長崎空港への定時制の確保と共に、事故や災害発生による沿線地域の孤立化と、生活・産業・救命救急道路としての機能が遮断されるといったことが課題とされてきました。

従って、その対策が急がれ、早期実現に向けて要望活動を行って来ましたが、平成6年に候補路線の指定を受け20年を経過しているにも拘わらず、未だに実現に至っていない状況にあります。

今年度は、現状を踏まえ、会員及び組織の充実、拡大を行うため会則の一部改正を行い、東彼杵道路の計画段階評価に早期に着手することを新しく決議事項に上げ、国道205号に係わる交通安全対策事業・防災対策事業及び道路施設整備の促進を図ること。地方の道路整備促進に必要な財源を確保することを決議し、建設実現に向けて国・県へ強く要望していくことが確認されました。

次に、7月24日川棚町に於いて、「平成26年度・第18回長崎県大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会」が開催され、「大村東彼地域基幹農道」の早期建設を実現するため、期成会の総力を結集し、「川棚西部地区」の早期完成に向けて、関係機関・団体との連携を図ること等を確認し、事業の進捗状況等について、説明を受けております。

次に、8月25日長崎市に於いて平成26年度「長崎県後期高齢者医療広域連合議会」定例会が長崎市で開催され、平成25年度・一般会計歳入歳出決算・特別会計歳入歳出決算の認定、その後一般質問1件がおこなわれて閉会いたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が、6月定例会以降、主に私が出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、6月実施分、7月実施分、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読願います。

また、本定例会までに受理した「軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」については、配布にとどめますのでご了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

**議 長** 次に、日程第4、町政運営の所信及び行政報告を行います。

町長から行政運営の所信及び行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

**町 長** おはようございます。本日ここに平成26年9月川棚町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には、ご健勝にてご出席賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

9月定例会の開催に当たり、新たな任期の始まりとして、町政運営の所信を申し上げる機会に恵まれたことに対し、大変有難く、そして光栄に存ずる次第であります。

さて、私は、先の任期満了に伴う川棚町長選挙におきまして、多くの町民の皆様方の温かいご理解とご支援により、当選の栄に浴することができ、引き続き町長として町政運営の舵取り役をおおせつかったところでございます。

これからの4年間の町政運営を託していただいた皆様から心から感謝申し上げますとともに、そのご期待に応えるよう、改めて決意を新たにいたしましたところでございます。

さて、議員の皆さま方もご承知のように、地方自治を取り巻く情勢は、大変厳しいものがあり、特に人口減少が深刻な問題となっております。

本町におきましても引き続き人口減少が続いており、去る6月定例会の一般質問においてもお答えしましたように、その歯止めのための定住促進あるいは雇用創出といった総合的な施策が喫緊の課題となっております。

また、財政の健全化につきましても、地方債残高いわゆる借金につきましてもは減少傾向を確保しているものの、貯金にあたる積立金残高につきましても

は、なかなか増加を図ることができない状況にあるほか、観光事業の立て直しも、まだ道半ばといった状況であります。

このように2期目における課題は、前にも増して厳しいものがありますが、一つ一つ乗り越え、町政の発展のため、本町の将来像として掲げた「自然を愛しくらし輝くまち」づくりの実現に向けて、誠心誠意努力してまいりますので、町民の皆様、そして議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

さて、本町におきましては、平成23年3月に川棚町の新たな将来計画としての第5次川棚町総合計画について、議会のご決定をいただき、策定したところであります。

そして、その総合計画の中において、先ほど申し上げましたように、町づくりの将来像を「自然を愛しくらし輝くまち」と定め、その将来像をもとに、施策の大綱として5つの柱を掲げ、そのそれぞれに主要施策を置き、さらに、その主要施策に具体的な事業をとりまとめ、実施計画としているものでございます。

引き続き、この第5次川棚町総合計画の確実な実施に向けて真摯に取り組んでいくことが、改めて、これからの4年間の町政の舵取り役を託された私の使命であると、このように考えております。

そこで、これから取り組みたい主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明申し上げます。

#### 1 健やかで安心して暮らせるまちづくり

健やかで安心して暮らせるまちづくりには、まずは、支え合う地域社会の形成が必要であります。

これにつきましては、現在、取り組んでいる地域見守りネットワークの構築と自主防災組織の育成について、拡充を図り、いずれも町内全域において組織化できるよう努力してまいります。

そして、安心して子育てができる環境づくりが少子化対策として求められておりますので、子育て支援の充実として、すでに取り組んでおります保育料の第2子以降の無料化並びに紙おむつ処分用ゴミ袋の無料配付については今後も継続することとし、また第3子出生者に対する祝金制度の拡充を図り、さらに、平成27年度からの子ども子育て支援新制度の構築に向けて、特に

認定こども園への移行について支援を行ってまいります。

高齢者にやさしいまちづくりの推進として、平成25年度から創設した高齢者のタクシー利用に対する助成制度生きいきタクシー助成事業を継続していくほか、現在、検討を進めている、元気な高齢者の活動の場、居場所づくりを進める元気高齢者地域づくり事業につきましても、今後具体的な展開を図ってまいります。

先月の新聞報道によりますと、平成27年度の国の予算につきましては過去最大の101兆7,000億円の概算要求をとりまとめたところであり、人口減少対策や地方の創生が目立ったものとなっており、少子化・雇用対策、まちづくり、地方の生活支援に重点を置いた積極的な予算編成になるものと見込まれております。

こうした、国の動向に注視し、本町のまちづくりにとって有効な支援策を取り入れ、効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

## 2 快適で安全な暮らしの実現

快適で安全な町づくりを構築していくためには、いわゆる社会インフラの整備が欠かせないものであり、これからもいっそう施設の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

道路交通網の整備として、具体的には国道205号線川棚医療センター前交差点の改良、県道大崎公園線の改良、県道川棚有田線中組地区の改良、町道上組西部線上組郷這上がりから中山消防詰所までの改良、町道東臨港線JR踏切前後の改良、緊急避難路としての町道棚尾線の改良工事などの促進と東彼杵道路（高規格道路）の事業化について努力してまいりたいと考えております。

先ほど、議長からも報告がありましたように、特に、佐世保市、川棚町、東彼杵町を結ぶ国道205号については、県北と県央・県南を結ぶ幹線道路でありながら、片側1車線で混雑が慢性化しており、緊急時の代替道路もなく、幹線道路としては脆弱な道路であります。

このようなことから、東彼杵道路の整備は、長崎空港への定時性の確保、幹線道路としての機能の確保、災害時の代替路線の確保などの観点から、本町のみならず、県北地域の発展に大きく寄与する道路であり、今後は、県北・県央・県南地域との連携を強化し、その実現に向けて、粘り強く推進して

まいります。

環境保全と美しい景観づくりとしては、川棚港埋立地の整備について、かねてから県にスポーツ施設等の整備を要望してまいりましたが、平成26年度から県営事業として、調査についての予算化が図られ、建設が具体化してまいりました。

今後、策定される事業整備計画において、環境保全、生活環境の向上、スポーツ振興、交流人口の増加など、本町の地域振興・活性化をいっそう促進させる事業となるよう、要望をしてまいる所存であります。

また、片島魚雷発射試験場跡地の公園化について、本年度中に進入路の用地取得を行い、その後公園整備を行う計画で進めてまいります。

そのためには、都市公園としての位置づけが必要となっておりますので、本定例会に条例の一部改正をご提案しているところであります。

### 3 豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり

ご承知のように今年7月に県内において、被害者も加害者も共に高校の同級生という大変痛ましい事件が起こりました。前途ある高校生が15歳の若さで命を絶たれるという、重大な事件であり、お亡くなりになられた女子生徒のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

特に本町に隣接する市で起こった事件ということもあり、豊かな人間性を育むための教育の重要性について改めて感じさせられた次第であります。

こうしたことから、学校教育においては、本町が他市町に先がけて実施している臨床心理士を活用した学校活性化事業は、今後も継続し、いじめや不登校など、児童生徒が抱える不安や悩みに適切に対応してまいります。

また、生涯学習の推進及び芸術文化の振興においても、文化講演会の充実、社会教育施設の整備・拡充を図り、社会体育においても施設の整備を進め、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ってまいります。

### 4 活力とにぎわいのあるまちづくり

活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するためには、産業振興が重要と考えております。

農林水産業の振興策としては、農業生産基盤の整備や担い手の育成強化、基幹農道川棚西部地区の建設促進、漁業基盤整備の充実と採捕漁業の推進、

白石漁船対策港の整備、ナマコの増殖事業への支援を進めていきたいと考えております。

次に商工業の振興策として、商工会との連携による空き店舗対策の推進、既存企業に対しては、生産性の向上や、製品の高付加価値化に対する支援、各種融資制度等の充実による支援を推進するとともに、企業誘致についても進めていきたいと考えております。

また、観光の振興としては、大学との連携による調査研究の成果の具体化の取り組み、マリンスポーツの誘致による活性化、瀬戸ノ島の有効活用、片島魚雷発射試験場跡地の公園化による誘客を進めていきたいと考えております。

特に観光については、効率的で効果的なPRが大変重要でありますので、先ごろ、新聞で報道されたように、8月18日に日本自動車連盟（JAF）との連携協力による包括協定の締結を行いました。今後はこうした各方面との提携など、いろいろな手法を取り入れ、積極的なPRを図ってまいりたいと思っております。

#### 5 住民と行政がともに歩むまちづくり

これまでも、まちづくりを進める前提として、住民と行政の情報交換・意識の共有を第一に考えてきたところであります。

今後その方針をすべての基本と掲げ、住民との協働によるまちづくり懇談会を開催し、さまざまなより多くのご意見に耳を傾けながら、まちづくりを進めてまいります。

また、町づくりを進めていくうえにおいて、地域の核となる自治会組織に対しましては、引き続き自治会活動への支援を行い、その活性化を図ってまいります。

そして、行政運営を進めていく基本として、いっそう効率的で効果的な財政運営を推進し、起債残高の減少と積立金残高の増額に努め、あらゆる事業を進めるための基となる、財政基盤の強化を図ってまいります。

このように、財政基盤の健全化を図りながら、積年の懸案事項である役場庁舎の建設事業について具体的な道筋を付けたいと考えております。

1期目の就任の際にも申し上げましたように、私の町政運営のモットーは、あなたが主役の町政を！であり、この信念は今も変わっておりません。

1期目にもまして、多くの皆様のご意見やご要望に耳を傾け、それを町政に反映し、あなたが主役の町政を！このモットーをさらに進化させるため、粉骨砕身尽力してまいり所存であります。

最後に、町民の皆様、そして議会の皆様のご理解とご協力を改めてお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、再任に当たっての所信表明といたします。

続きまして、行政報告を3点申し上げます。まず、石木ダム建設事業についてでございます。

石木ダム建設事業は、川棚町にとりましても長年の懸案事項であり、町政の最重要課題として取組んできたところであり、今なお反対されている13世帯の地権者の皆様方に対しましては、事業に対しご理解をいただき、一日でも早く話し合いでの解決を願っているところでございます。昨年9月には、石木ダム事業の必要性や公益性について、改めて認められ、国の事業認定の告示がなされたところであります。その告示から裁決申請までの限られた期間の中で、反対地権者の方々に理解を求めするため、長崎県知事、佐世保市長とともに三者で4月21日に戸別訪問を行い、7月11日には川原公民館で地権者との面談を実施いたしましたが、地権者の方々には思いが伝わらず、理解をしていただけない状況でありました。

県は、話し合いと併せて裁決申請に必要な4世帯の土地への立ち入り調査を7月25日、28日に実施しましたが、地権者の方々の立ち入り妨害行為を受け、調査を行うことは著しく困難であると判断し、現地調査は断念されたところであります。また、県道付替工事の工事着手を7月30日から8月7日までの7日間試みられましたが、地権者及び支援団体の方々の阻止行動に遭い、着工できる状況ではなかったようであります。このままでは通行を妨害する行為が継続する恐れがあるということで、やむなく起業者は長崎地方裁判所佐世保支部へ通行妨害禁止仮処分命令申立書を8月7日に提出されたことは、皆様もすでにご承知のことと存じます。

そのような状況の中、8月26日に県市町の三者会議が開催され、起業者において裁決申請期限までに解決することは困難であり、やむを得ず裁決申請をするしかないという判断に至り、去る9月5日に裁決申請がなされております。

川棚町といたしましては、申請後も話し合いによる解決をしていただくよう、起業者に強く要望をしたところであり、裁決決定までの期間において、起業者と地権者の皆様と任意交渉がもたれ、和解の方向に進めていただくよう期待をしているところであります。今なお反対されている地権者の皆様方のご理解をいただくためには、さらなる努力が必要であり、長崎県及び佐世保市とともに、その実現のために全力で取り組んでまいる所存であります。

次に、長崎がんばらんば国体について報告をいたします。来る10月17日から10月21日までの5日間の日程で、45年ぶりにホッケー競技少年男女の大会が川棚大崎自然公園交流広場で開催をされます。これまで昨年全日本社会人ホッケー選手権大会の体験をもとに、国体本番を盛り上げようと7月13日には国体少年男女のチームを激励するために、杉村太蔵氏を迎えて町民総決起大会を開催し、約300人の町民の皆様方が応援に駆け付けていただいたところであります。

また8月9日には、オリンピックの聖火にあたる炬火の採火式を、あいくの台風接近のために場所を役場に変更しましたが、各小学校から選出された10名の児童により、太陽光からマイギリへと採火方式を変更して実施をしたところであります。この炬火は、多くの応募作品の中から川棚町にふさわしい名前として、海あり山あり温泉あり、笑顔でつなぐ川棚町の火と命名し、8月14日のかわたな夏祭り会場で、町民の皆様方にご紹介をしたところであります。

8月10日には、この炬火を石木公民館から大崎自然公園交流広場までの7区間にわたり100名のランナーでリレーすることができ、沿道の多くの町民皆様方の温かい声援をいただいたところであります。この川棚町で採火した炬火は、9月6日に県下21市町の炬火とともに長崎市に集められましたが、その後、10月12日の国体総合開会式に運ばれ、大会期間中、炬火台に点灯されることとなります。

9月6日のかもめ広場で開催された集火式には、本町を代表として、炬火リレーで最終区間トーチ保持者として走っていただきました川棚小学校3年生、川津優実さんに参加をしていただいたところであります。そのほかの取り組みでは、大会会場や町内を花で飾る花いっぱい運動を展開しており、町内26の地区の自治会の協力と町内各小中学校と併せて千鉢の植栽と出場チー

ムの応援メッセージを記したステッカー、応援旗やのぼり旗の作成をお願いしているところであり、大会会場に彩りを添え、会場周辺を埋め尽くし、国体を盛り上げていきたいと、このように考えております。また、来る9月25日には、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会へ出場が決定している本町出身の37名の選手の活躍を祈念して激励会の開催を予定しているところでもあります。

国体の成功に向け、議員をはじめ、町民皆様には更なるご協力をお願い申し上げます。

次に、瀬戸ノ島に係るハウステンボスとの協議についてご報告いたします。去る、9月12日に長崎新聞により報道された「ハウステンボスが無人島にコテージの建設を計画しており、その有力候補に本町の瀬戸ノ島が上がっている」との記事に関連して、その経過についてご報告をいたします。

去る5月22日の長崎新聞の報道によると、ハウステンボスが大型アトラクションの開設に向け、新たな用地を取得する方針とのことで、大村湾内の無人島や西海市の旧オランダ村の一部を候補地として検討しているとのことでありました。そこで、本町の瀬戸ノ島が候補に上がっていないのか、本町の観光事業との相乗効果が期待できないかとの思いから、7月3日に職員をハウステンボスに派遣をしたところでもあります。これまで瀬戸ノ島の活用につきましては、平成8年度に策定されました大崎自然公園再生計画でも示されており、また、島の一部を所有している川棚漁協から町での活用を打診された経過もありましたので、瀬戸ノ島の活用について考えていただけないか、提案説明を行う機会をいただいたところでもあります。その際には、構想段階であり、詳細は決定していないとのことでありました。その後、ハウステンボス側から瀬戸ノ島について詳しい内容を尋ねたいので、8月4日に来園してほしいという連絡をいただいたところでもあります。そこで、7月28日に観光協会と事前の打ち合わせを行い、当日協議に臨んでおります。その際には、瀬戸ノ島は開発に相当な労力を要し、大型アトラクションの用地には適さないので、別の構想としてコテージ建設があり、その建設候補として条件がクリアできれば検討してみたいとの内容でありました。ハウステンボスとの協議の内容は以上であります。協議を進めるためには、川棚漁協との足並みを揃える必要がありますので、さっそく組合長とお会いして、経過につ

いての説明をさせたところであります。川棚漁協においては、今後、理事会を開き対応を協議していただくこととなっております。町並びに観光協会といたしましては、本町の観光振興につながることを期待し、協議を進めている段階でありますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本定例会での行政からの提出議案は、人事に関する同意案件2件、専決処分の承認2件、報告2件、平成25年度各会計決算認定8件、平成26年度各会計補正予算5件、条例の一部改正6件、条例制定3件、その他の案件2件でございます。提案理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 これで町政運営の所信及び行政報告を終わります。

(10:35)

議 長 次に、日程第5、承認第10号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第3回））」及び日程第6、承認第11号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回））」を川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。本件について説明を求めます。

町 長 承認第10号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第3回））」及び承認第11号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回））」について、一括上程いただきましたので併せて提案理由をご説明いたします。

今回、専決処分をいたしました「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」及び「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の内容であります。まず、一般会計において歳入歳出予算の総額は増減はなくそのまま、歳出予算のみ補正を行ったものであります。さらに、観光施設事業特別会計において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,420万円にしたものであります。これは、長崎がんばらんば国体ホッケー競技少年男女の部の開催会場である川棚大崎自然公園交流広場人工芝競技場において、去る8月19日から20日にかけての大雨により、教育キャンプ場側の法面が崩壊したため、こ

れを国体本番前に復旧するため、ただちに関係予算を確保し対応する必要が生じたところであります。したがいまして、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年9月3日付、専決処分第16号により一般会計補正予算第3回を行い、併せて同日付専決処分第17号により観光施設事業特別会計補正予算第1回の補正をおこなったものであります。そこで、これらの専決処分につきまして、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。詳細につきましては、企画財政課長並びに産業振興課長から、それぞれ説明いたしますので、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**企画財政課長** それでは川棚町一般会計補正予算第3回の内容について、私からご説明をいたします。3枚目をお開きください。

補正予算第3回の鑑でございます。今回の補正につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、歳入歳出予算の総額はそのまま、第1表のみの補正ということで第1条に掲げております。次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の表でございます。先ほど申しあげましたように、総額はそのまま、今回歳入の表はなく、歳出のみの表となっております。次のページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1の総括の表です。こちらでも歳入の表はなく、歳出の表のみとなっております。歳出の款ごとの説明に移りますので、次のページをお開きください。

7款商工費、1項3目観光費、細目観光費でございます。28節の繰出金に220万円の増額を計上しております。これにつきましては、川棚町観光施設事業特別会計への繰出金でございます。次のページをお開きください。

14款予備費でございます。先ほど追加しました7款商工費の増額に伴い、調整として予備費を同額220万円を減額したものでございます。

以上、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**産業振興課長** それでは承認第11号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」についてご説明をいたします。専決処分書をお開きください。専決処分書の次のページをお開きください。

こちらにつきましては、専決処分書につきましては、平成26年9月3日

に行ったものであります。補正予算第1回の内容につきましては、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,420万円とするという総額の規定を定めております。

第2項では、歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。その内容につきましては、6、7ページをお開きください。

一般会計からの繰入金として、220万円繰り入れることとし、次の8、9ページで国民宿舎改良費として15節工事請負費に計上しております。工事の内容につきましては、去る8月19日から20日にかけての集中豪雨により川棚大崎自然公園交流広場の教育キャンプ場側の法面が崩壊したということで、長崎がんばらんば国体の開催前に復旧をするものでございます。今回の工事につきましては、国体前までの復旧の必要があること、また現行予算では対応することができなかつたため、補正を行ったものでございます。

以上、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

**1 番村井** この土砂崩れのところを私も見に行つたんですけれども、あの法面というのは、かなりの傾斜があるんですね。8月19日は大雨だったんですけれども、今後、崩れた一部の両サイド、あのへんの心配というのはいないんでしょうか。

**産業振興課長** 崩れた場所の両サイドへの心配がないかということでございますけれども、今回の復旧工事の方法といたしまして、布団籠という施工を行います。そこで、水を抜くことが可能でございますので、サイドへの心配はないというふうな工法をとっておるところでございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから1件ごとに討論、採決を行います。

承認第10号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第3回））」に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第10号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第3回））」は、承認することに決定いたしました。

(10:46)

議 長 次に、承認第11号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回））」の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第11号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** **長** 異議なしと認めます。したがって承認第11号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、承認することに決定をいたしました。

(10:47)

**議** **長** 次に、日程第7、報告第9号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（三越防波堤その3））」を議題といたします。本件について報告を求めます。

**町** **長** 報告第9号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（三越防波堤その3））」について説明いたします。

このたびの専決処分は、三越漁港整備工事（三越防波堤その3）の工事請負契約の変更であり、これまで平成26年3月の定例議会において契約の締結についての議決、また、平成26年6月の定例議会において、工事請負契約の変更についての議決をいただき工事を施工してきたところであります。施工中再び工事内容を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき制定されております町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、指定された専決処分事項に該当するため、平成26年8月27日付で専決処分により契約変更を行ったところであります。

そこで、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、その内容について報告をするものであります。なお、専決処分の詳しい内容につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**産業振興課長** それでは専決処分の内容について説明をいたします。2枚目の専決処分書をご覧いただきたいと思います。

専決処分は三越漁港整備工事（三越防波堤その3）の請負契約の変更でありまして、変更前における請負契約金額5,597万2,080円を、変更後の請負契約金額5,572万3,680円にしたもので、工事の内容の変更により、変更前の請負契約金額の約0.44%の減、24万8千円の減額となりましたので町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、平成26年8月27日に専決処分にて契約変更をさせていただいたものでございます。

それでは、工事の変更内容について説明をいたします。次のページをお開きください。

堤体工につきましては、水中コンクリート及び現場打ちコンクリート打設の施工出来高により、数量の変更を行っております。上部工につきましても、コンクリート打設の施工出来高により数量の変更を行っております。次のページの添付の図面でございます。

三越防波堤の計画図でありまして、変更となった箇所を2段書きで、黒字が変更前、赤字が変更後ということで示しております。以上が変更内容でございます。説明報告を終わりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

**5 番 三 岳** 現在のこの整備工事については、進捗はどの程度なんでしょうか。というのはですね、前にも一回変更があったわけですね、ということは、まだ工事が大きく残っておった場合ですね、まだこういったかたちでの変更が出てくるのかなと、そういう心配をしているわけですね。ですから、ある程度めどがついているんだよという段階での今回の専決なのかということをお尋ねしたいと思います。

**産業振興課長** 今回の三越漁港の三越防波堤その3という工事ですが、これは三越防波堤を建築をすると、40mの延長をするという工事でございますが、今回の変更によりまして、全て完成するということでございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

**産業振興課長** 訂正をさせていただきたいと思っております。本日お示しをしております参考資料の方で記載をしておるんですけれども、工期としては26年8月29日までとしております。この工期の中で工事が完成したということで訂正をさせていただきたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり報告済みといたします。

( 1 0 : 5 4 )

議 長 ここでしばらく休憩いたします。

( 1 0 : 5 4 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 0 9 )

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第 8、議案第 3 2 号「平成 2 6 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第 3 2 号「平成 2 6 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 3 2 9 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 8 億 4, 8 3 4 万 1 千円にしようとするものであります。今回の補正の主なものとしては、歳入においては、平成 2 5 年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額、地方交付税臨時財政対策債の確定による減額、補助金の交付が決定した国県支出金の増減、特別会計の決算確定に伴う繰入金の増額、歳出においては臨時福祉給付金の事業費の追加、民間保育所施設整備計画の取りやめに伴う減額、認定こども園整備事業の追加、予防接種法改正に伴う新たな予防接種事業の追加、農地中間管理事業費の追加、県営事業である農村災害対策整備事業の追加、7 月から 8 月にかけて発生した災害復旧事業費関係費用などが主な内容であります。その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について計上したものであります。補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

企画財政課長 それでは内容についてご説明いたします。事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、2 9 ページ、3 0 ページをお開きください。

まず 2 款総務費、1 項 4 目会計管理費でございます。これにつきましては、当初予算において産休代替職員を臨時職員により対応するという事で賃金、社会保険料を計上しておりましたが、4 月の人事異動で正規職員配置で対応となりましたので、不用額を減額したものであります。

1 3 目財政調整基金費、減債基金費でございます。2 8 2 万 8 千円の増と

なっております。これにつきましては、国債運用益の増額が生じる見込みとなりましたので、増額を行っております。財源内訳のその他にありますように、これは利息収入をすべて積み立てるものでございます。

2項2目賦課徴収費でございますが、325万円の増となっております。これにつきましては、現在、県営事業で進めております基幹農道川棚西部、そして五反田圃場整備の事業によりまして、分筆が多数発生しております。それにつきまして地籍修正図の異動修正が例年よりも筆数の増により多額となっておりますので、それを追加しております。また、上組地区におきまして、国土調査の訂正が生じております。その分に対応するものを併せて13節委託料325万円を計上しております。なお、12節50万円の減につきましては、当初、国調地図訂正の対応経費を役務費で計上しておりましたが、今回は土地家屋調査士会への委託事業となりますので、委託料に組み替えを行うため減としております。

23節につきましては、現在、町税の歳出還付につきましては、見込みよりも多数の還付が発生したため、予算残がない状況となり、予備費で対応しております。したがって、今後以降の歳出還付に備えるため、50万円を計上したものでございます。

4項4目川棚町農業委員会委員一般選挙でございます。これは8月に執行しました農業委員会委員一般選挙でございますが、無投票ということになりましたので、執行済み額以外をすべて減額をしたものでございます。

次に、5項2目統計調査費、細目は国勢調査費でございます。これは財源内訳にありますように、2万2千円の追加がっておりますので、それにつきまして歳出について調整を行ったものでございます。次のページをお開きください。

3款民生費です。3款1項1目社会福祉総務費です。まず細目10、国民健康保険事業費でございますが、これは28節に対応するものでございます。これは制度改正によりまして、高額医療費データ作成の開始を委託料で必要となりましたので、その分事務費として国民健康保険特会に繰り出すための10万4千円でございます。

次に、臨時福祉給付金支給事業費でございます。これにつきましては、対象者、実際に支給開始をはじめまして、対象者が確定したところ、対象者の

増が出ておりまして、まず19節におきまして640万円の増を行っております。なお、それに伴い郵便料も増額となっておりますので、12節の役務費も28万円の増としております。これにつきましては、全額国費で対応ということになります。

次に、国民年金事務費でございます。これにつきましては、法改正に伴いシステム改修が必要となっておりますので、その分委託料で計上したものであります。これにつきましても財源内訳のとおり全額国費で対応ということになっております。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に移ります。まず、児童福祉総務費でございますが、これはすべて23節でございます。保育運営費ほか国庫支出金の精算が終わりまして返納金が生じておりますので、全額23節で計上したものであります。

次に、保育所運営事業費でございます。これにつきましては、合計で5,025万4千円の減となっております。内容としましては、当初サルビア保育園が認定こども園に伴いまして建設を予定しておりましたが、それが取りやめになりましたので、これが約8,934万円の減となっております。それに対しまして、茨木幼稚園につきまして認定こども園、これが変更がありまして、2,437万5千円の増が生じております。そして、みのり保育園につきましても同様に認定保育園の対応で、新規の追加ということで1,471万1千円の増となっております。それら3つが合わさりまして、差し引きマイナスの5,025万4千円の減となったものでございます。これはすべて19節になっております。

続きまして、放課後児童健全育成事業費でございます。これは開所時間延長保育支援事業というものが追加になりまして、13節に312万円増を計上しております。

そして11節、25万円の計上でございますが、これは川棚児童保育クラブ、旧川棚幼稚園の建物の火災報知機において、落雷により破損が生じておりますので、修理の対応経費を25万円計上したものでございます。

次に、次世代育成支援対策事業費、これは補助決定の増額に伴い、それに併せて歳出の増も行っております。これはすべて23節の計上でございます。

続きまして、子ども子育て支援事業費40万円の増、これは委託料に40

万円の増でございます。これは現在進めておる次世代育成支援行動計画につきまして、今後の補助採択のために評価分析についても計画の策定が必要であるということになりまして、その分追加をしております。

続きまして、2目の児童措置費であります。まず、保育所運営費でございますが、事務費対応に対する補助の追加がっておりますので、11節、12節、14節、これに合計しまして、46万円の増を行っております。

次に、子ども子育て世帯臨時特例給付金給付事業費でございますが、給付事業に伴い、臨時職員の賃金の追加がっております。7節、賃金の追加と、それに伴う共済費の増でございます。これも全額国費で措置をされるというものでございます。次のページをお開きください。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費でございます。細目も同じですね。75万5千円の増を行っております。これにつきましては、産休代替職員の賃金の追加を行っておりますして、7節賃金に60万円、23節において補助金の精算が終了しまして、返納金が生じておりますので、15万5千円の増を行っております。

細目5未熟児養育事業費でございますが、これは20節に100万円を計上しております。当初予算において、対象者を2名と見込んでおりましたが、4名に増となっておりますので、その分増額で対応するものでございます。

2目予防費、細目予防接種事業費でございます。これにつきましては、予防接種法の改正に伴い、新たに成人用肺炎球菌ワクチン、そして水痘ワクチンの接種が開始になっております。成人用肺炎球菌ワクチンについて60万円、水痘ワクチンについて200万円の接種費用の委託料を計上しております。次のページをお開きください。

6款農林水産業費です。1項3目農業振興費でございます。まず農業振興費でございますが、これは水土里情報システムのデータ作成、13節に54万円、端末使用料に26万円の追加を行っております。これにつきましては、ほとんどが補助で措置されるというものでございます。

次に、米需給調整総合対策推進事業費でございますが、これは事業決算に伴い返納金が生じておりますので、23節に計上したものでございます。

農地・水保全管理支払交付金等事業費でございます。まず、内訳としましては、町を經由して補助を行うといったものが直接支払いになりましたので、

その分39万1千円の減額が生じております。そして、環境保全型農業直接支払交付金事業というものに、中山地区が対象となるということで23万9千円の追加、差し引き15万2千円の減となるものでございます。これはすべて19節の計上となっております。

農地中間管理事業費でございますが、これは地域集積協力金の対象地で、中山地区が対象となったということでございまして、19節に400万円を計上しております。

5目農地費でございます。まず農地管理費14万円ですが、これは11節に計上したものでございます。これはため池における立ち入り禁止等の看板ほかを消耗品として計上したものでございます。

次に、道水路維持補修費でございますが、節の中の12節から16節まで、その合計が182万円となっております。役務費につきましては、登記手数料、委託料につきましては、用排水路の測量委託、14節につきましては、重機の借り上げ料、15節につきましては、夏場台風大雨により対応して予算が減となったことから、今後の対応として20万円を計上しております。

原材料費につきましては、主に木場地区における畦畔整備の原材料支給、地元要望が上がっておりまして98万5千円の増となっております。

19節負担金補助及び交付金でございますが、これは細目5農村災害対策整備事業費の計上でございます。これは県営事業である農村災害対策整備事業、主にため池の整備でございますけれども、これが当初予定よりも前倒しで実施ということで増額になりましたので、町の負担金を増額とするものでございます。これにつきましては、地方債も今回計上しております。それにつきましては、歳入の折にご説明いたします。

次に2項1目林業総務費の森林整備地域活動支援交付金事業費でございます。これは町との契約に基づき、東彼杵郡森林組合が実施する森林整備計画のために要する経費の負担でございます。

続きまして、3項2目漁港管理費でございます。漁港管理費の19節に6万1千円の増となっております。これは昨年、三越漁港の整備の関係で事業費が多額になっておりますので、按分割合で県漁港漁場協会に対する会費の増が生じたというものでございます。次のページをお開きください。

7款商工費、1項3目観光費、細目は観光費でございます。内訳としまし

ては、広告料の役務費を18万4千円計上しております。そして、くじやく園に給水を行う中継ポンプに故障が発生しまして改修を要しますので、35万円を28節繰入金として計上しております。

次に、観光物産振興事業費でございますが、平成25年度から実施しました長崎和牛のPRイベントでございますが、26年度におきましても具体的なイベント内容が定まってまいりまして、必要予算を計上しております。これにつきましては、この半額が市町村振興協会の補助が入るということで、これも歳入において、またご説明をいたします。次のページをお開きください。

8款土木費、2項4目橋梁維持費でございます。今回、発生したのが下百津の川棚川へ注ぐ排水路にかかる下百津橋、これにつきまして老朽化によりまして桁下に鉄筋が露出しているという状況が発生しまして、その対応として13節委託料の調査費、そして補強架設工事、これは15節工事請負費に100万円を計上したものでございます。次のページをお開きください。

9款消防費でございます。1項2目非常備消防費でございます。内訳としまして、11節26万円、これは加入促進PR用品、そして安全装備のための防火衣のための需用費を計上しております。

13節委託料において、消防詰所のシャッターペイント10箇所分を計上したものでございます。これにつきましては、財源内訳にありますように、県補助金と市町村総合事務組合からの補助の充当がある事業でございます。

3目消防施設費でございます。これにつきましては、琴見ヶ丘の防火水槽につきまして、国有地において防火水槽を設置しておりますが、これについて、その用地を分筆して、無償譲渡を行うということで、必要予算を計上しております。役務費につきましては、所有権移転に要する費用、委託料は防火水槽用地を分筆するために要する費用でございます。

10款教育費に移ります。5項1目社会教育総務費の細目、文化財保護費でございます。これにつきましては、現在、県営事業として施工が進んでおります基幹農道川棚西部、この路線におきまして野口遺跡という遺跡が含まれております。それにつきまして事前調査として範囲確認調査を要するというので、必要予算を計上しております。内容につきましては、県の埋蔵文化センターに専門調査員を派遣を要請し、遺跡現場で範囲確定調査、これは

事前調査を行うものであります。これにつきましては、臨時職員雇い上げ賃金、そして埋蔵文化センターから調査員を派遣してもらうための旅費、そのほか、実際に発掘、穴掘りをする作業員の委託料、そういったものを計上しております。

7項1目管理費でございます。20万8千円の内訳でございますが、まず8節報償費の10万8千円計上しております。これにつきましては、現在、検討を進めておる給食センターの民間委託に伴う業者選定委員会を設置する予定でございますが、業者選定委員会の委員の選任に伴う報償費を計上したものでございます。残りの10万円につきましては、18節備品購入費の計上でございます。これは現在、調理着の洗濯に使用しておる洗濯機が破損したということによりまして、新たに洗濯機、乾燥機を購入する備品購入費でございます。

次に、施設維持補修費110万円の計上でございます。これは給食センターにおきまして、定期的に電気の保守点検を行っておりますが、8月の保守点検の折に除電設備の劣化が認められ、老朽化のため更新を要すると、そういう指摘が出まして、そのための工事請負費を計上したものでございます。

11款災害復旧費、1項1目農地農業施設災害復旧費でございます。これにつきましては、まず補助災害復旧費でございますが、これは7月から8月にかけての豪雨、台風による被害が発生しまして、その対応経費を計上したものでございます。

13節委託料は、主に測量委託に要する経費、そして工事請負費は復旧工事に要する経費の総額でございます。これにつきましては、特定財源にありますように8割が補助で賄われ、残り一部負担金を除いて起債、地方債の発行を予定しております。

2目林業施設災害復旧費でございますが、これは7月の豪雨によりまして、林道の災害発生が生じております。その分の復旧対策に要する工事請負費を計上したものでございます。これも同じく補助として、おおよそ65%が充当される見込みで、残りは地方債の発行を予定しております。

2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、これは7月の豪雨台風により、町道大谷線に被害が生じております。そのための測量経費、復旧対策の工事費を計上したものでございます。次のページをお開きください。

14款予備費でございます。これにつきましては、歳入歳出の見合いを調整したものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたします。7、8ページをお開きください。

まず、8款地方特例交付金でございます。細目として、減収補てん特例交付金、7月に交付金の決定がなされまして、決定に併せて53万9千円の増を行っております。次のページをお開きください。

9款地方交付税でございます。細目は普通交付税でございますが、7月の決定によりまして、額が確定しまして、当初、見込みよりも1,069万9千円の減が確定しましたので、その分減額をしております。次のページをお開きください。

11款分担金及び負担金でございます。1項3目農林水産業費負担金でございます。農林水産業負担金として、農村災害対策整備事業費、これは県営事業に伴う地元負担金、県営事業の増額を先ほど歳出でご説明しましたが、それに伴う増でございます。次のページをお開きください。

13款国庫支出金でございます。まず1項2目衛生費国庫負担金の細目母子保健衛生費国庫負担金でございます。これは歳出の折に未熟児養育事業の100万円の追加をご説明いたしましたが、国の負担として2分の1が措置されるものであります。

3目災害復旧事業国費負担金、公共土木施設災害復旧負担金でございますが、歳出の折に説明した町道大谷線の復旧のための国庫負担金でございます。その分計上をしております。

2項1目民生費国庫補助金でございます。2目臨時福祉給付金支給事業費補助金でございますが、これは歳出の折に説明した給付事業で10分の10、全額が国費で負担されるというものでございます。

次の、子育て世帯臨時特例交付金、これも歳出でご説明した給付金の国負担金でございます。

細目3保育緊急確保事業費補助金でございますが、これにつきましては、県補助金からの組み替え、保育士等処遇改善補助金の追加、開所時間延長支援事業の追加などが合計しまして1,227万6千円の増額となっております。

3項2目民生費委託金でございます。基礎年金事務費交付金は、国民年金

の法改正システム改修に伴う全額国保負担の措置でございます。次のページをお開きください。

1 4 款県支出金でございます。1 項 6 目、細目は長崎県未熟児医療費県費負担金でございますが、これは未熟児養育事業、歳出で 1 0 0 万円の増を行いましたが、県の負担分 4 分の 1 の措置でございます。

2 項 2 目民生費県補助金でございます。3 目の安心こども基金事業費補助金、合計で 4, 7 4 2 万 8 千円の減額を計上しております。これは主にサルビア保育園の取り下げに伴う減、それに茨木保育園の変更による増、みのり保育園の追加、さらに事業費の組み立て等を行いまして、差し引きの額が 4, 7 4 2 万 8 千円の減となっております。

次に、保育緊急確保事業費補助金でございます。これにつきましても子育て支援事業、一時預かり事業、保育士処遇改善等特例事業、これらの増額等がありまして、合計で 6 1 4 万 1 千円の増額としております。

次に、5 目の農林水産業費県補助金、まず農地・水保全管理支払交付金等事業補助金でございますが、これにつきましては多目的機能向上支払交付金 5 0 万円の増、向上活動支援交付金、これは直接支払いになったというものが 3 9 万 1 千円の減、そして環境保全型農業直接支払交付金、中山地区が対象となるもの、これが 1 1 万 9 千円、合計しまして 2 2 万 8 千円の増額となっております。

次に、農地中間管理事業費交付金でございますが、地域集積協力金、これは中山地区を対象とした 4 0 0 万円、さらに事務費として措置されるものが 2 5 万円という総額で 4 2 5 万円の増となっております。

森林整備地域活動支援交付金事業費補助金でございますが、これは森林組合が実施する計画策定のための経費の県と国の措置費、併せて 4 分の 3 が措置されるものでございます。

9 目消防費補助金でございます。消防団加入促進事業費補助金でございますが、消防団加入を促進するための補助金ということで、シャッターパネルのペイント、そして P R グッズに充当されるものでございます。

1 1 目の農水施設災害復旧費補助金でございますが、先ほどの農水施設災害復旧の歳出に伴う補助金で、農地分が 8 0 %、林道分が 6 5 % という見込みで計上しております。

3 項 1 目総務費委託金でございます。これは国勢調査の決定額の 2 万 2 千円でございます。次のページをお開きください。

1 5 款財産収入でございます。1 項 2 目の細目、減債基金利子でございます。先ほど、減債基金の積立金でご説明しましたように、国債運用益の増が見込まれますので、その分増額をしております。次のページをお開きください。

1 6 款寄附金でございます。1 項 4 目農業費寄附金でございますが、農地災害復旧事業費の増に伴い、地元負担金として寄附が生じるものでございます。

1 7 款繰入金でございます。ここで介護保険事業特別会計繰入金、そして後期高齢者医療特別会計繰入金、この 2 つを計上しております。いずれも各特別会計の決算確定に伴う精算による調整、それを計上したものでございます。

1 8 款繰越金でございます。純繰越金 6, 9 2 0 万 2 千円、これは平成 2 5 年度決算確定による純繰越金の追加でございます。次のページをお開きください。

1 9 款諸収入でございます。5 目雑入として、まず療育医療保護者負担金、これは未熟児医療費の対策の保護者負担金 1 0 0 万円の 1 0 %でございます。そして、農林水産業補助事業費返納金、これは事業精算に伴い不用額が返納されるもので、これが 1 0 万 3 千円、そして消防団員安全装備品整備等助成金でございますが、歳出の折、非常備消防費の防火衣の購入、需用費でご説明しましたが、それに充てられるものでございます。

障害福祉サービス費弁済金でございますが、これはサービス費の不正受給に対して弁済請求をしておりましたが、今回、2 万 3 千円が配当されるものでございます。

地域特産品需用拡大支援事業助成金でございますが、長崎和牛イベント 1 0 0 万円の事業費のご説明をしましたが、その 2 分の 1 を助成措置がされるというものでございます。

2 0 款町債でございます。1 項 3 目農林水産債でございます。農村災害対策整備事業債、これは県営事業のため池等の県営事業でございますが、その分、補助残の 9 0 % 地方債の借り入れを行うものでございます。

7目災害復旧債でございますが、まず公共土木施設災害復旧債、これは大谷線の事業に対する地方債発行を計上したものでございます。そして、農地農林施設災害復旧債、これは農林関係災害の復旧に対して補助残を地方債で賄おうと計上しております。

8目臨時財政対策債でございますが、これは7月に地方交付税と普通交付税と同時に額が確定しまして、370万円の減額をしたものでございます。以上が歳入のご説明でございます。次に第2表、地方債補正についてご説明いたします。3ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。この地方債補正は、先ほど説明した20款の町債と対応するものでございます。まずは変更としまして、土地改良事業債、これは差し引き760万円の増、そして臨時財政対策債、これも補正後、補正前差し引きますと370万円の減という変更をするものでございます。そして当初には組んでおりませんでした追加として上げた表が下の表でございます。

公共土木施設災害復旧債として、80万円の増、そして農地農林施設災害復旧債として360万円の増を行うものであります。上の表の補正後の額、4億1,910万円に追加の表を加えたものが総額が4億2,350万円の地方債補正を限度額とするものでございます。

以上が、川棚町一般会計補正予算第4回の内容でございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議** 長 これから質疑を行います。

**14番久保田** 何点かお尋ねします。30ページです。

総務費、会計管理費のマイナス168万円ですけれども、先ほど正規の職員が復帰したことよっての賃金の減とおっしゃったと受け取ったんですけれども、産休の人たちが期間よりも早く復帰するための、それがそうなののかというのが一つですね。それから32ページ。

民生費の中の児童福祉費の保育所運営事業費のマイナス5,025万円のところで、サルビア保育園が認定こども園から撤退したというふうに受け取りました。どういう理由で撤退されたか分かる範囲で教えてほしいです。それと34ページ。

衛生費の中で、未熟児が2名から4名に増えたというふうに言われたが、

未熟児を産むということは、子どもにとっても大変なことです。未熟児を産まないような指導をされているのか。それと、その下の予防接種事業費が新しく10月から大人用の肺炎球菌のワクチンと、子どもの水痘症が60万円と200万円というふうに説明を受けました。これは10月から国の予算で実行されるものです。これを対象者の方にどういうふうに周知していくのか、それだけを教えてください。

**会計管理者** 29、30ページの会計管理費168万円の減、共済費、賃金にかかるものですが、早期に復職したのかということでございますが、当初予算で25年度の末に職員が産休に入っておりまして、3月に出産をいたしております。その関係で、当初予算で4月1日から3月31日までの1年間の臨時の賃金を計上いたしておりましたが、4月1日の人事異動によりまして、産休代替職員を雇わなくていいようになりましたので、1年分の賃金の減額でございます。

**住民福祉課長** サルビア保育園が認定こども園から撤退されたのかどうかというご質問でしたけれども、サルビア保育園はですね、認定こども園ではなくて、保育所の建て替えということで聞いております。以上です。

**健康推進課長** 未熟児を産まないための施策ということでご質問がありましたけれども、健康推進課では、母子保健事業としまして、妊婦の健康管理を目的とした妊婦健康診査を行っております。年間14回開催して、昨年度ですけれども、のべ1,239名が受診をしております。それからもう一点、予防接種の周知に関してのご質問ですけれども、周知方法としましては、町の広報誌10月号、今月末に発行されます。そこへの掲載。それからホームページ、また赤ちゃん学級や出生届けの折、全ての予防接種について説明をしております。以上です。

**14番久保田** 44ページです。文化財保護費というのが上がって、説明の中で基幹農道の野口線のところで、野口遺跡の発掘の調査ということで説明を聞いたと思いますが、もしここで遺跡が出土した場合は、工事に影響はないんでしょうか。

**教育長** 遺跡が発掘された場合には、たぶん本調査というのが入るんじゃないかと思うんですが、本調査の結果で工事がどうなるのかというのが決定されるんじゃないかと考えます。以上です。

**5 番 三 岳** 先ほどの久保田議員の質問の中で、課長の答弁では保育所の建て替えという答弁だったと思うんですが、今まで説明を受けてきたのがですね、認定こども園として建て替えるという話を聞いておりましたので、将来とも認定こども園としての運営をされないのか。そこが分かりましたらお教えいただきたいと思います。

**企画財政課長** 先ほど、予算の提案説明の際に、私が誤りましてですね、サルビア保育園、認定こども園に伴う建て替えという説明をしましたが、これは誤りでございまして、当初計画が保育所の建て替えという計画でありますので、正しくは保育所の建て替え計画の取りやめということになりますので、訂正してお詫び申し上げます。

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します

(発言なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:55)

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

(11:55)

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、日程第9、議案第33号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第33号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,814万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,947万3千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**健康推進課長** それでは補正予算の内容について、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、20、21ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、制度改正により1月から施行されます高額医療費の細分化に伴うデータ作成委託料を増額補正するものです。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費は、現時点での支払基金からの退職医療交付金額の決定に伴い、当初見込額より増額補正するものです。次のページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は、平成26年度支援拠出金額の決定に伴い、当初見込額より増額するものです。次のページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金につきましても、平成26年度拠出金額の決定に伴い、当初見込額より減額するものです。次のページをお願いいたします。

7款介護納付金、1項1目介護納付金につきましても平成26年度拠出金額の決定に伴い、当初見込額よりも減額するものであります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸支出金、1 項 3 目償還金につきましては、国庫支出金における平成 2 5 年度及び過年度の精算返納金であります。次に 3 2、3 3 ページをお願いいたします。

1 2 款予備費、1 項 1 目予備費の減額補正は、歳入歳出の見合いによるものであります。次に歳入をご説明いたします。6、7 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金並びに 2 項 1 目財政調整交付金の減額補正は、歳出でご説明いたしました 3 款後期高齢者支援金等及び 7 款介護納付金にかかる拠出額決定に伴う補正対応分であります。次のページをお開きください。

4 款県支出金、2 項 1 目財政調整交付金につきましても、支出の 3 款後期高齢者支援金等及び 7 款介護納付金にかかる拠出額の決定に伴う補正対応分であります。次のページをお開きください。

5 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金は、支払基金からの平成 2 6 年度交付決定額に伴い増額補正をするものです。また、過年度分におきましては、平成 2 5 年度精算によります追加交付決定に基づき補正をするものであります。次のページをお開きください。

6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金の増額補正につきましては、前期高齢者交付金の拠出金額決定に伴い補正をするものであります。次のページをお開きください。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の増額補正につきましては、歳出でご説明いたしました 1 款 1 項 1 目一般管理費の増額補正分を一般会計から繰り入れるものであります。次のページをお願いいたします。

1 0 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金は、前年度繰越額の確定によります増額補正であります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸収入、3 項 6 目雑入は、国保連より平成 2 5 年度国保連、国民健康保険事業関係業務特別会計における決算剰余金を受け入れたものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第33号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:07)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第10、議案第34号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第34号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,157万4千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長

から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

**健康推進課長** それでは補正の内容についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容は、平成25年度の繰越金額の確定に伴う広域連合納付金と一般会計繰出金を精算するための補正であります。それでは事項別明細書でご説明いたしますので、6、7ページをお開き願います。

4款繰越金、1項1目繰越金でございますが、平成25年度精算に伴う繰越金について、当初予算との差額75万2千円を増額補正するものです。広域連合納付金繰越額と一般会計繰出金の合計となります。次のページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金27万5千円の増額補正です。後期高齢者医療広域連合納付金として、広域連合へ納付する納付金で、平成25年度分を広域連合へ納付するものです。次のページをお願いいたします。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金ですが、平成25年度の精算による一般会計への繰出金として、47万7千円を増額計上しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第34号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:12)

**議 長** 次に、日程第11、議案第35号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第35号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,631万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,783万5千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**健康推進課長** それでは歳入予算について事項別明細書でご説明いたします。

6、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、次のページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、次のページをお願いいたします。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金、この3款から5款における増額補正につきましては、平成25年度介護給付費負担金等の精算により、追加交付を受けるものであります。12、13ページをお開きください。

9款繰越金、1項1目繰越金は5,807万円の増額補正です。すべてを純繰越金として受け入れております。なお、この繰越金には、平成25年度の

清算金として国庫、県支払基金、町に返還すべき分も含まれております。次に歳出についてご説明いたします。14、15ページをお開きください。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費は、補正額の増減はありませんが、歳入でご説明しました平成25年度精算の追加交付により、財源の内訳のみを補正するものであります。次のページをお開きください。

7款諸支出金、1項2目償還金は、平成25年度の地域支援事業交付金などの精算において、国庫、県支払基金への返納が必要となり、精算返納金として増額補正をするものであります。

同じく2項1目一般会計繰入金は、前年度の介護給付費負担金分は調整のための減額であります。地域支援事業費負担分、事務費等精算分にかかる一般会計繰入金の精算返還分として増額補正をするものであります。次のページをお開きください。

8款予備費は、歳入歳出の見合いにより6,317万5千円を増額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予

算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第35号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：17）

**議 長** 次に、日程第12、議案第36号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第36号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,505万円にしようとするものであります。なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**産業振興課長** それでは議案第36号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」をお開きいただきたいと思います。

補正予算第2回の内容につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,505万円とするという総額の規定を定めております。

第2項につきましては、歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるということですので、10、11ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項1目管理費の説明欄記載の1、大崎公園管理費50万円の増額補正は、13節委託料において、松くい虫被害木の処分を行うために、当初予算において50万円の計上をしておりましてけれども、今回、県の補助事業を取り込むことができましたので、事業費の増額を計上す

るというものでございます。

1 款観光施設事業費、1 項 2 目改良費の説明欄記載の 1、大崎公園改良費は、1 5 節工事請負費において、大崎くじゃく園へ上水を給水するための第 1 中継所のポンプの修理工事費用でございます。くじゃく園への上水を給水するため、2 カ所の中継地があり、それぞれ 2 台のポンプにより交互運転を行っておりますけれども、第 1 中継所のポンプが故障し、取り換えの必要が生じたものでございます。次に歳入をご説明いたします。6、7 ページをお開きください。

歳入につきましては、1 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、ただいま歳出で説明いたしました大崎公園改良費の 1 5 節工事請負費にかかる費用を、一般会計から繰り入れることとし補正をするものでございます。次に 8、9 ページをお開きください。

2 款雑入、1 項 1 目雑入、1 節雑入について、歳出で説明しましたとおり県の補助事業として、緑といきもの賑わい事業というものを取り込みまして、その助成金を受け入れるための補正でございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

**1 2 番田口** 8、9 ページの、ただいま説明がありました緑といきもの賑わい事業助成金というものについて聞きますが、今の説明では、県の補助事業ということなので、県からのお金であろうと思いますが、通常、一般会計などは、県から支出されるのは県支出金という項目になると思いますが、雑入に計上してあるのはどういうことなのでしょうか。

**産業振興課長** それでは田口議員のご質問にお答えします。

県の補助金と申し上げましたけれども、正確には長崎県市町振興協会地域活性化支援事業メニューということで、市町振興協会から収入があるということで雑入としております。

**1 1 番小田** 関連して質問しますけれども、そもそもこの緑といきもの賑わい事業という事業の内容の説明をお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員、事業の内容を説明するだけのものを持ってきていないそうなんです。どうしても事業内容の把握をすることで、可決、否決の

判断になるか、もしそうでなければ後で説明を受けるということで対応してもいいかと思うんですけれども、どうでしょうか。

11番小田 後の説明でよろしいです。

議 長 休憩があつたりしますので、その折に調べて説明をするということでもよろしいですか。

産業振興課長 はい。

議 長 では小田議員、そのように対応させていただきます。  
他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第36号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:28)

**議 長** 次に、日程第13、議案第37号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第37号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による、母子及び寡婦福祉法の一部改正により、題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法と変更されましたので、川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正しようとするものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**住民福祉課長** それでは議案第37号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

新旧対照表をお開きください。第2条第3項中、母子及び寡婦福祉法を、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改め、同条第4項中、母子及び寡婦福祉法を、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改め、同条第5項中、母子及び福祉法施行令（昭和39年政令第224号）、第25条に規定にするものを母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子に改め、同条第7項中、母子及び寡婦福祉法第6条第3項を母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に改める。本文に戻っていただきまして、この条例の施行日は平成26年10月1日から施行することとなっています。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第37号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:33)

**議 長** 次に、日程第14、議案第38号「川棚町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第38号「川棚町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第55号）が、平成20年12月1日に施行されたことにより、川棚町墓地埋葬等に関する条例の財団法人及び社団法人を公益法人に改正しようとするものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**住民福祉課長** それでは、議案第38号「川棚町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

まず、この条例につきまして、平成20年12月1日に施行されておしま

して、議会への条例改正をご提案すべきところでしたが、遅くなりましたことについてお詫びを申し上げます。それでは、新旧対照表をご覧ください。

同条第3項第1項第2号ロの改正前に、民法明治29年法律第89号第34条の規定により、設立の許可を受けた財団法人及びこの条例の施行の際、現に同条の規定により墓地の経営を主たる目的として設立の許可を受けている社団法人とあるのを、墓地の経営を目的として設立された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する公益法人に改めます。

本文に戻っていただきまして、この条例の施行日は公布の日から施行することとしています。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

（発言なし）

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

（発言なし）

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号「川棚町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** **長** 異議なしと認めます。したがって議案第38号「川棚町墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:38)

**議** **長** 次に、日程第15、議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」から、日程第17、議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町** **長** 議案第39号「川棚町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、及び議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、及び議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、一括上程いただきましたので、併せて説明を申し上げます。

まず、議案第40号について説明をいたします。この条例につきましては、子ども子育て関連三法が平成24年8月に成立し、平成27年4月から新制度の本格的な実施が予定されており、新制度のもと、家庭的保育事業等の新たな保育事業が創設され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、市町村の認可事業となるため、本町においても必要となる基準を条例により定めるものであります。なお、本条例は児童福祉法第34条の16第2項の規定により、平成26年4月30日に公布された厚生労働省令家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準に基づき定めることとされておりますが、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準の内容を本町の基準とするものであります。

次に、議案第39号について説明をいたします。この条例につきましては、子ども子育て関連三法が平成24年8月に成立し、平成27年4月から新制度の本格的な実施が予定されていることから、本町においても、新制度のもと、幼稚園や保育所等が施設型給付を受けるに当たり、教育、保育施設として一定の運営基準を満たしているか確認するための基準を条例で定めるもの

であります。なお、本条例は、子ども子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項により、平成26年4月30日に交付された内閣府令特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき定めるものでありますが、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準の内容を本町の基準とするものであります。

次に、議案第41号について説明いたします。この条例の制定につきましては、子ども子育て関連三法が平成24年8月に成立し、平成27年4月から新体制の本格的な実施が予定されていることから、新制度のもと、市区町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、省令を踏まえて条例で基準を定めることとなっているため、本町においても必要となる基準を条例により定めるものであります。なお、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定により、平成26年4月30日に公布された厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき定めることとされており、国が定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と同じ内容を、本町の基準とするものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**住民福祉課長** それでは議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定」及び議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」並びに議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、ご説明いたします。

まず、最初の議案第39号ですけれども、この条例につきましては、子ども子育て支援新制度が平成27年4月1日から施行されることに伴い制定するもので、幼稚園や保育所などに対し、これまで個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の施設型給付が創設され一本化されるものです。また、新たな給付となる地域型保育給付が創設され、小規模保育等についても公的な財政支援の対象となります。そして給付の実施主体である市町村は、この施設が教育、保育施設として一定の基準を満たしているかどうかの確認を行う必要がありますので、その基準を条例で定めるものです。

議案第40号につきましては、町が認可する新たな保育事業として創設される家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例により定めるものです。家庭的保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業で、いずれも3歳未満の児童が対象です。現在は、本町に対象となる施設はありません。

議案第41号についてですが、保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、その設備及び運営について必要となる基準を条例により定めるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**12番田口** 議案40号の小規模保育事業A型、B型、C型とありますが、ただいまの説明で対象は町内にないという説明でした。念のために、その後にある居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業というものは町内には存在しているのかどうかというのを一点聞きます。

**住民福祉課長** 田口議員の質問にお答えいたします。川棚町家庭的保育事業の議案第40号の件ですけれども、居宅訪問型保育事業というのはありません。それから事業所内保育事業というのが、似たようなところがありまして、そこは事業所内で職員の方のみのお子さんをお預かりしているような事業所がございます、地域の方からの通園というか入園はございませんので、現在のところは本町には対象となる施設はないということになります。以上です。

**12番田口** もう一点は、放課後児童健全育成事業の中の3ページ目になりますか、第10条、2ページ目の一番下の方に職員第10条とあって、右側にかけてありますが、その3項に「放課後児童支援委員は次の各号のいずれかに該当する者であることが必要である」と書いてあります。保育士の資格を持つとか社会福祉士の資格を持つとか、いろんな資格制度が書いてありますが、そうしますと現在、放課後児童クラブと言いますか、そういったところで従事をしている人たちは、この資格を満たすようなかたちになっておるのか、それとも新たに資格をとらないと従事できないということになるのかど

うか、そこらへんについてはいかがでしょうか。

**住民福祉課長** 今のご質問ですけれども、次の各号のいずれかに該当する者であって、ということになっておりまして、いずれかに該当する人が町内に3カ所、放課後児童施設がございますけれども、3カ所とも必ず一人はいらっしゃいますので、この条件は満たしているということが出来ます。以上です。

**14番久保田** まず、議案第39号の方ですけれども、これは町が申請を受けて、そして振り分けていく制度だと思っておりますけれども、現在、町外の保育所を利用している人たちはどうなるのかというのを一つお尋ねします。

それから、議案第40号では、40号に該当する施設は今はないと言いますけれども、ここに条例として上がってきているのでお尋ねします。この中の、小規模保育事業のB型、ですからここで言えば、ページは振ってないので、第3節、小規模保育事業B型、このですね、ここがすっぽり抜けてます設置の基準というのが、この条文の中には抜けていますので、それを入れるべきだと思います。そして、前後しますが、その前に議案第40号における保育時間が一日につき8時間を原則として乳児をみるとして、それを越えた部分は延長保育になると言いますけれども、例えば、9時から17時までの8時間保育をすることになって、お母さんたちの働き具合でシフトが9時よりも前、15時よりも後、だけど正味は8時間となった場合も、これを延長保育と捉えるのかですね、それを一つどうなるのか尋ねたいと思います。

それと、小規模保育は6人以上、19人以下ということですが、それだけの数をA型は保育士の資格を持った人全部、B型は2分の1でいいですよ、家庭的は1人も研修さえ受ければいいですよというふうなことで、本当に子どもの保育に安全が保てるのか、町としてどう考えていらっしゃるのかお尋ねします。

**住民福祉課長** 最初におっしゃいました現在の子ども達はどうなるのかということでしたけれども、現在の子どもさん達は、そのまま継続して利用することができるようになっています。

それから後の二つぐらいは、ちょっと国からの基準もはっきり示されていない部分もありますので、また、はっきりしましたらお知らせしたいところもございますので。

あとは、休憩を挟みましてよろしいでしょうか。申し訳ありません。

**1 4 番久保田** それと、その小規模保育事業B型は、先ほど課長がおっしゃったように、だいたい3歳未満を対象にしたものというふうに考えていますが、うちの条例では、4歳以上の児童というのも、ここに載っておりますが、うち独自のものなんでしょうか。

**住民福祉課長** 申し訳ありません。後でお答えすることにしてよろしいでしょうか。

**1 4 番久保田** はい。

**議 長** ここでしばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**住民福祉課長** それでは、先ほどの久保田議員の質問にお答えしたいと思います。

家庭的保育事業の第24条にあります保育時間についてですが、1日につき8時間を原則とし、とありますが、この時間がシフトできるのかどうかということでしたが、これは今、国の方もですね、まだ基準をはっきり決めておりませんので、それがはっきりしてから各、それぞれ設定をすると思います。

それから第31条に設備の基準が抜けているのではないかということでしたけれども、同じく小規模型保育事業B型の第32条に、第24条から26条まで、及び第28条の規定は、小規模保育型B型について準用するというのがございますので、ここでA型を準用するということになりますので、これできちんとそういうふうに規定はしてあります。

それから、職員の数についてですけれども、A型は全員が保育士ということ、それからB型は半数になっていて、C型はその資格がなくて、家庭的保育者というふうに表示がされてはいますが、これは国の基準に基づいて制定するものですので、国の基準どおりということにしておりますので、大丈夫ということになります。以上で説明を終わります。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

**1 4 番久保田** 先日、行政側から説明があったときに、ニーズについてはお母

さんたちから調査をとったということでした。ここで、パブリックコメントでお母さんたちからどういうものを希望するか、どういうものを入れてくれということをとるお考えはなかったのか。例えば、この中を見ればですね、便所とか調理室は準備しなさいというふうになっているんですけども、元気に遊ぶ子ども達の衛生的な保育を考えればシャワー室も必要じゃないかなと思うんです。まだ説明も、お母さん達にもあまり十分ではないというふうにそのときおっしゃいましたので、まずそのパブリックコメントでもとって、お母さんたちの要望を聴かれる考えはないか尋ねます。

**住民福祉課長** お母さん方のニーズ調査は確かにしたんですけども、パブリックコメントまでとるかどうかということは、まだ今のところ検討中ということで回答させていただきます。

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」から、議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思えます。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」から、議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、総務厚生員会に付託することに決定いたしました。

(14:21)

**議 長** ここで、産業振興課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

**産業振興課長** 先ほど、議案第36号において、観光施設事業特別会計のご審議をいただきましたけれども、そのとき、小田議員より質問がございました。緑といきもの賑わい事業、これについて説明をさせていただきたいと思っております。

補助対象となる事業につきましては、緑化に関する事業という大きな項目がございまして、その中には樹木による植栽であるとか、芝張り、花壇造成、そういうものがございます。もう一つは、生物の多様性の保全に関する基本的な計画というものが長崎県にございまして、その保全事業でありますとか、希少生物、希少野生動植物の保護増殖事業、そういうものについても補助の対象となるということと、緑化事業においては、施設として擁壁であるとかパーゴラである休憩所、そういうものも対象となるという事業でございます。

以上、簡単ですが、緑といきもの賑わい事業のご説明とさせていただきます。以上です。

**議 長** 次に、日程第18、議案第42号「川棚町林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例」及び日程第19、議案第43号「川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第42号「川棚町林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例」及び議案第43号「川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例」につきましては、一括上程いただきましたので、併せて提案理由を説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、農林漁業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫へ名称変更があったことにより、川棚町林業開発促進資金貸付条例等の一部を改正しようとするものであります。また、社団法人長崎県林業公社が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び、公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の認定を受け、平成24年6月1日に公益社団法人長崎県林業公社へ名称変更があったことにより、川棚町林業開発促進資金貸付条例等の一部を改正しようとするものであります。なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**産業振興課長** 議案第42号「川棚町林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例」並びに議案第43号「川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

平成20年10月1日に農林漁業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫へ名称を変更されております。これにつきましては、変更後、すぐに議会へ条例改正のご提案をすべきところでしたが、遅くなりましたことについてお詫びを申し上げます。また、社団法人長崎県林業公社が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、平成24年6月1日に公益社団法人長崎県林業公社へ名称を変更されております。

それと、議案の本文のところですが、第7条として各号の1を各号のいずれかに改めるということと、議案第43号につきましては、農林漁業資金、これを資金に改めるという、この二つにつきましては、県の条例との整合性を保つために変更したものでございます。また、本文につきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしておるところでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**12番田口** 議案第43号についてですが、改正部分に関係ないことですが、ちょっとだけ念のため聞きたいのですが、この新旧対照表で見て、改正後のやつですが、第2条損失補償のところ、公社が政策金融公庫から借り入れる資金について公庫が損失を受けた場合に、県が当該損失を補償するときは、県に対してその損失を補償する旨の契約を結ぶものとするとして書いてあるんですけど、その契約を結ぶというところは、主語は町で分かるんですけど、その契約を結ぶ相手方がどこなのかとちょっとわかりづらいので、ここの説明をしていただきたいと思います。町は誰と契約を結ぶのかというところですか。

**産業振興課長** そこにつきましては、第2条に記載のとおり、県に対し、その損失を補償する旨の契約を結ぶということになっておりますので、県と契約を結ぶことになっております。

**議** 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第42号「川棚町林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例」の原案に対し、本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「川棚町林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:31)

**議** 長 次に、議案第43号「川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号「川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第43号「川棚町林業開発促進川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:32)

**議 長** 次に、日程第20、議案第44号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 議案第44号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

三越郷内の片島魚雷発射試験場跡地につきましては、一部を財務省より無償貸し付けを受けており、貸し付けの条件として町の都市公園に指定する必要があることから、川棚町都市公園条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**建設課長** それでは説明申し上げます。

今回、都市公園に指定しようとしております片島地区魚雷発射試験場跡地につきましては、教育委員会の方で財務省より3分の1を買い取り、3分の2の無償貸し付けを受けておりますが、貸付にあたり、都市公園に指定することが条件であったことから、今回追加するものであります。

都市公園につきましては、建設課の所管でありますので、私の方から説明をさせていただきます。

公園の名称につきましては、片島公園、所在地は川棚町三越郷字片島であります。次に、公園の概要を説明いたしますので、3枚目の整備計画図をご覧ください。

公園の面積は、計画図下の方に記入しておりますが、9,122㎡で、財務省より3分の1、3,041㎡を買い取り、残りの3分の2、6,081㎡の無償貸し付けを受けております。公園の範囲につきましては、図面下の方に注意看板の表示がありますが、その下の赤のライン、赤のラインを右の方にいきまして、上に上がります。151の3の緑のラインにつながりまして、境界用フェンスのライン、緑のラインにつながって、境界用フェンスのラインを左にいまして、すいません、議案書を横に見ていただいでよろしいですか。右にいて、151の3の緑のラインにつながりますね。それから境界用フェンスのラインを左にいきます。140の42という地番があります。その境界から海に緑のラインが出ています。海につき出している赤のラインにつながりまして、そのまま海との境界を下って、境界用フェンスの緑のラインにつながり、そのあと赤のラインにつながるという範囲になります。左側の方に二重線になっておりますけれども、海のラインの外側ということでご理解いただければと思います。

また、今年度、公園の通路となる部分を買収予定でありまして、その通路面積が地番が書いてあると思いますけれども、155の1、それから155の2、147の3、149の2、140の49、140の48を合わせて773㎡、公園と合わせまして合計面積が9,895㎡となります。

施設の整備につきましては、戦争遺構でありまして、あまり手を加えないでそのまま残すという考え方でありまして、必要最小限度の整備といたしまして、建物までの通路の整備、民地との境界にフェンスの設置、それと案内板と注意看板の設置を今後予定しております。今後の片島公園の管理ですけれども教育委員会の方で管理をするということで別途規則で定めるようにしております。

本文の方に戻っていただきまして、この条例の施行につきましては、附則で公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**15番山口** この都市公園ですね、財務省からの無償貸付6,081㎡ですね、これはずっと将来的に無償貸付の状態で行くのか、例えば将来的にこ

の公園を現状からいけば、かなり入りにくいわけですが、整備その他考えたときにですね、貸与ということであれば、いろんなかたちで公園化するのに足かせが出てくる可能性があるかと。そういったことを考えればですね、無償譲渡もしくは購入等は将来的に考えていないのかどうかですね、その点をお尋ねしたいと。

**教 育 長** 現時点におきましては無償譲渡は考えておりません。あくまでも3分の1を買って、あとを借りていると。借りの条件が公園化するということとございますので、そういったことで公園の条例を提起していると、そういうふうにご理解いただければと思います。

**1 1 番小田** 名称についてちょっとお尋ねをいたします。ここの表に別表第1にですね、公園名が3つありまして、小串郷にある公園には東小串公園、白石郷にあるのには白石宮田公園と地名が頭に入っておりますけれども、この片島の公園の場合ですね、片島公園とするのよりもですね、頭に三越を入れて、三越片島公園とした方が、町外的にもPRに結びつくんじゃないかと考えましたけれども、その検討はされたのか、また片島公園というふうなことでいいのかということをお尋ねしたいと思います。

**教 育 長** これは、教育委員会、それから建設課で十分検討して片島公園でいいだろうということで結論を出したところでございます。以上です。

**5 番三岳** この片島ですね、戦争遺構というかたちで都市公園にされるわけでしょうけれども、将来的には今ある建物をそのまま保存するだけという考え方だと思うんですね。そうしますと、例えばここに見学等に来られる方の駐車場、そういったものの整備とかです。その他、教育委員会として将来的に資料館的なものを造ろうとか、そういった計画はないのかお尋ねします。

**教 育 長** このことにつきましては、先ほど、町長の所信表明の中にもございましたが、まず今年度は進入路の用地取得を考えて、その後、公園整備を行う計画なんです。その公園の整備、具体的な計画、必要なもの、トイレとかいろんなものがあると思うんですが、そういったものについては今後検討し、煮詰めていくということとございます。先ほど三岳議員ありました駐車場とか、まだいろんな必要なものがあると思うんですね。そういったものを十分検討し、公園化の計画を立てていくと。以上でございます。

**議** 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって議案第44号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:44)

**議** 長 次に、日程第21、議案第45号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町** 長 議案第45号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

町営住宅新町団地内の特定公共賃貸住宅13戸のうち、2戸の入居がなく、空き部屋状態になっていることから、この2戸を公営住宅と同様に低所得者に賃貸できるよう、準特定優良賃貸住宅（公営型）とするため、特定公共賃貸住宅の用途廃止の手続きを進めてきたところではありますが、今年5月に用途廃止が承認されたところでもあります。そこで今回、用途廃止された2戸を準特定優良賃貸住宅公営型として、本条例に規定する必要があります。また、

本条例に関係する法律の改正があることから、併せて川棚町営住宅管理条例の一部を改正しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**建設課長** それでは説明いたします。

今回の特定公共賃貸住宅2戸につきましては、長期の空き部屋状態になっているもので、空き部屋を解消するために、年に2回広報かわたな及び町のホームページで町営住宅の募集に併せて特定公共賃貸住宅の募集を行ってきました。また、平成26年6月からは、広報かわたなのカレンダーの右枠に募集欄を設けまして、毎月募集を行ってきましたが、空き部屋が埋まることなく、最長で4年を超える期間となっていました。このことから、空き部屋状態を解消するために、低額所得者に賃貸できるよう、準特定優良賃貸住宅（公営型）への用途変更を行うため、特定公共賃貸住宅の用途廃止の申請書を、3月に国と県に提出しまして、今年5月に用途廃止が承認されております。今回、用途廃止された2戸を、準特定優良住宅（公営型）として、本条例に規定する必要があります。また、本条例に関係する法律、福島復興特別措置法、それから中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正があることから、併せて川棚町営住宅管理条例の一部改正が必要になったものであります。それでは新旧対照表で説明をいたしますので、3枚目をご覧ください。

右が改正前、左が改正後であります。目次の第5章に準特定優良賃貸住宅（公営型）の管理、（第56条の2）を追加しまして、第5章、第6章を第6章、第7章に繰り下げております。

次に第1章、趣旨、第1条の4行目、「及び準特定優良賃貸住宅（公営型）」を追加しております。次に用語の定義。

第2条に「（3）準特定優良賃貸住宅（公営型）特定公共賃貸住宅の用途を廃止した住宅で、低額所得者に賃貸するものをいう。」を追加しております。

続きまして4枚目。（4）公営住宅のそのあとに「、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（公営型）」を追加しております。

第2章、公営住宅の管理、入居の資格、第6条3行目、第29条第1項、これは条の移動によるものであります。同じく第6条（1）オにつきましても、これは法律の名称の変更によるものであります。

5枚目です。5枚目につきましても、法改正の支援給付者も対象とするということとしたものであります。その下のクですけれども、これにつきましても法律の名称変更であります。

3行目の後半から、交際相手からの暴力被害者も対象とするものであります。

入居資格の特例、第7条の2ですね、これは老人等を単身入居有資格者というふうに変更しているものであります。

第4章です。特定公共賃貸住宅の管理、第51条3行目から特定公共賃貸住宅の管理について、準用できない項目がありましたので削除したものであります。

5枚目から6枚目につきましても、読み替え規定について、読み替えを追加した方がよい項目がありましたので追加をしております。

続きまして入居の資格。第52条の（3）につきましても、本文を追加しております。

第5章、特定優良賃貸住宅（公営型）の管理。準特定優良賃貸住宅（公営型）の管理第56条の2につきましても、管理規定を追加しております。本文に戻ってもらいまして2枚目ですね。

2枚目の附則にありますように、この条例につきましても、平成26年10月1日より施行したいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 3 森田** お尋ねします。特定公共賃貸住宅、特公賃と言っておるんですね。それで親しくしておりますが、今回、準特定優良賃貸住宅というのが加わってましたが、その前に特公賃はですよ、建設当時から、我々は認識では家賃が高かったために入居者がいなかったように思っております。当時の家賃が5万8千円でしたね。今は5千円下がって5万3千円なんですよ。それでも入居が満杯にならないというふうに聞いておりますが、今度、これを条例改

正によって家賃がそのままなのかどうか。家賃は規則の方であるでしょうから、よくここではわかりませんね。

そして、中国人に主に賃貸するとか、低所得者に賃貸するとかいう表現がっておりますが、そこらへんで建設課長、よく分からないんですが、平たく説明していただけないでしょうか。

**建設課長** それでは、森田議員の質問について説明いたします。

特定公共賃貸住宅につきましては、収入基準というものがあまして、収入の月額が15万8,001円以上、48万7千円以下に該当する人というふうになって、高額所得者となります。その方の家賃が5万3千円というふうになっております。今回の準特定優良賃貸住宅につきましては、収入基準が0円から10万4千円、これが一番低い方なんですけども、家賃額は2万6,400円になります。それと、高額の方で18万6,001円から21万4千円までの方は5万1,900円というふうになりまして、低額所得者の方も入れる。高額の方もこの基準以下ならば入れる。中国人と言われたんですけども、あれは法律の改正があまして、うちの条例に関連するところを改正しているだけですので、中国人を入れるというふうなことではありません。

**13番森田** 賃料はそのままなのか、変わるのかというのも質問しましたが。

**建設課長** 先ほど言いましたように、家賃ですけれども、準特定優良賃貸住宅につきましては、所得がゼロの方でも入れます。その方は、選考があるんですけども、0円から10万4千円までは2万6,400円の家賃というふうに規定がされております。あとは、6段階あります。最高の収入の方は21万4千円までは、この住宅に入れますので、その時の家賃が5万1,900円になります。以上です。

**5番三岳** 先ほどの説明の中で、4年間ほど空き家だったということだったわけですね。ということは、将来的にはですよ、募集してもなかなか、仮に空き家ができるときに、募集してもなかなか埋まらないというかたちになるかと思うんですよね。そうしますとですね、例えば、先ほど国、県に申請をして準というか、そちらの方に移行したということなんですけれども、例えば、空き家の期間がですよ、今回4年間だったわけなんですけれども、例えば1年とか2年でそういうかたちで国の方に申請を将来的にされるのかどうかですね。それともある程度、その4、5年を待って空き家期間がそういうふう

うに経過してからしかできないのかですね、お尋ねをしたいと思います。

**建設課長** お答えいたします。今回の2戸につきましては、平成22年から空き家になっている物件が一つですね。それと平成24年から空き家になっている物件が一つあります。過去にも別の物件ですけれども、5年9ヶ月空いているところもあります。25年度では、3戸が空いておりましたけれども、その後1戸が入居されました。ただこの2戸がなかなか埋まらないということがありますので、今回、こういったかたちで特公賃を外して低所得者が入れるような住宅に変えていきたいと思っております。今後も、今の経済状況を見て、特公賃が相当な期間空くようであれば、こういったかたちで順次、変えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第45号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決されました。

(15:01)

**議 長** 次に、日程第22、議案第46号「東彼地区保健福祉組合規約

の一部を変更する規約の件」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**町長** 議案第46号「東彼地区保健福祉組合同規約の一部を変更する規約の件」について、提案理由をご説明いたします。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が公布され、平成25年4月1日及び平成26年4月1日に施行されたところであります。これに関係して、法律などの変更について、東彼地区保健福祉組合同規約の一部変更が必要であり、そのために地方自治法の規定に基づき提案するものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**住民福祉課長** それでは議案第46号「東彼地区保健福祉組合同規約の一部を変更する規約の件」についてご説明いたします。

この規約変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、構成町の議会の議決が必要となりますので提出されたものです。それでは新旧対照表をお開きください。右側が現行、左側が改正案となっております。

第3条第6号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、障害程度区分審査会を障害支援区分審査会に改めます。同条第7号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、コミュニケーション支援事業を意思疎通支援事業に改めます。

第13条第5号中、障害程度区分審査会を障害支援区分審査会に改めるものです。本文に戻っていただきまして、この規約の施行日は長崎県知事の許可の日から施行することとされています。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** これから質疑を行います。

**14番久保田** お尋ねします。この新しい名称に変えることによって、どこがどのように充実されるのか。これだけではまったく理解ができないのでお尋ねします。

**住民福祉課長** 久保田議員、今の質問は、どこがどう変わったのかという質問

だったということによろしいでしょうか。

**議 長** もう一回、質問の内容を発言してもらいますので。久保田議員、もう一回質問の内容を述べてください。

**14番久保田** お尋ねします。この長々しい名称を変えることによって、中身がどのように障害者の人たちの支援が、どの部分がどのように充実するのかお尋ねしたいと思います。

**住民福祉課長** それではですね、法律の名称が変わっているところなんですけれども、障害支援区分の創設というところですね、障害程度区分について、障害者の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害者支援区分に改める。これは障害支援区分の認定が、知的障害者、精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定にあたっては適切な配慮等を行うというふうになっております。以上です。

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号「東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約の件」は、原案のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第 2 3、請願第 1 号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

これより紹介議員の説明を求めます。

**1 2 番田口** 紹介議員の 1 2 番田口です。請願書を読み上げることによって説明に変えさせていただきます。お手元にあると思いますので、どうぞ見てください。

請願書、平成 2 6 年 8 月 2 5 日、川棚町議会議長初手安幸様、請願者、住所、佐世保市栄町 4 - 1 1 サンクルー番館 2 階の一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部支部長橋口雅彦、川棚手話サークル会長山下照子、紹介議員田口一信です。

件名ですが、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、請願の要旨、手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定する意見書を国に提出してください。

理由、手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として、大切に守られてきた長い歴史があった。

2 0 0 6 年 1 2 月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備をすすめ、2 0 1 1 年 8 月に成立した改正障害者基本法では、すべての障害者は可能な限り言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段について選択の機会が保障されると定められた。また、同法第 2 2 条では、国地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及し研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。以上、趣旨ご理解の上、手話言語法制定を求める意見書の提出を請願いたします。ということでございます。

この3ページ目に添付されているのが、手話言語法制定を求める意見書のひな形でありますので、これも読ませていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同法第22条では、国、地方公共団体について、情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えられる。よって、本町議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え。さらには、手話を言語として、普及、研究することのできる環境整備を目的として手話言語法（仮称）を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年何月何日となります。内閣総理大臣殿となっておりますが、衆参の議長など、ほかにも提出先を考えていただきたいと思います。そして、川棚町議会議長初手安幸というふうになると思います。以上でございますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

**2 番 竹 村** お尋ねしますけれども、手話ができないという、聞こえない子どもと限定してあるように受け取るんですけれども、それ以外の方達、手話を身につけようとするそれ以外の方達というのは、この法の対象にならないん

でしょうか。

**12番田口** 法案そのものもあるんですが、だいたいは生まれながらにして耳が聞こえないろう児というものを主として念頭に置いてありますが、途中において、すなわち成人してからでも子どもの途中からでも、耳が聞こえなくなった状態というものも法律としては想定してございますので、今はもともと聞こえないみたいなそういうニュアンスの説明が強かったかとは思いますが、その後聞こえなくなった方達も対象としては含むというふうにご理解をいただければと思います。なお、もっと言うと、その人達と意思疎通をする通常の健常者の方達もですね、手話を覚えた方が良いということにはなってくるわけでありまして、全般的に広げていこうという考えはございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(15:19)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:19)

